外国人研究者の受入れに係る諸手続き等の職務分担に関する取扱い

（趣旨）

第１　この取扱いは，東京学芸大学外国人研究者受入規程（平成９年規程第 25 号。以下「規程」という。）第 12 条の規定に基づき，外国人研究者の受入れに係る諸手続き等の職務分担について，必要な事項を定めるものとする。

（諸手続き等の担当）

第２　外国人研究者の受入れに関する諸手続き等は，主として国際課及び外国人研究者を受け入れようとする教員（以下「受入教員」という。）が担当する。

（国際課の担当）

第３　国際課の担当は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 外国人研究者受入承諾書等の作成に関すること。
(2) 国際交流会館入居希望者への手続きに関すること。
(3) 外国人研究者身分証明書の発行に関すること。

（受入教員の担当）

第４　受入教員の担当は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 規程第４条に定める受入申請に関すること。
(2) 外国人研究者及びその家族の在留資格認定証明書交付代理申請に関すること。
(3) 外国人研究者の来日の際の住居の確保及び手続き並びに生活必需品の手配等に関すること。
(4) 外国人研究者の来日後の研究等の支援に関すること。
(5) 外国人研究者の帰国手続き等の支援に関すること。

附　則

この取扱いは，平成 22 年２月１日から施行する。